

議案第 8 号

幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

幸手市水道事業給水条例(平成9年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合(以下「災害等」という。)において、管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第25条関係)

種別	基本料金		水量料金(1m ³ につき)	
	口径	1箇月当り	水量区分	1箇月当り
専用及び共用	13ミリメートル	800円	1m ³ ～10m ³	70円
	20ミリメートル	930円	11m ³ ～20m ³	170円
	25ミリメートル	3,980円	21m ³ ～30m ³	200円
	30ミリメートル	6,630円	31m ³ ～50m ³	230円
	40ミリメートル	9,280円	51m ³ ～100m ³	250円
	50ミリメートル	15,900円	101m ³ 以上	280円
	75ミリメートル	26,500円		
臨時用	上記料金に準ずる。		1m ³ につき	660円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から施行日以後にかけて使用している水道の使用に係る料金の算定において、施行日以後最初の認定日(料金の算定の基準日として、使用者が使用した水量を管理者が認定した日をいう。次項において同じ。)が令和8年10月31日以前である場合の当該料金の算定については、改正前の第25条の規定を適用して、これを行うものとする。

3 施行日前から施行日以後にかけて継続して使用している水道の使用に係る料金の算定において、施行日以後最初の認定日が令和8年11月1日以後である場合の当該料金の算定については、当該認定日に係る使用水量を2で除したもの（以下この項において「分割使用水量」という。）に改正前の第25条の規定を適用して得られた額と分割使用水量に改正後の第25条の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該認定日に係る料金として、これを行うものとする。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

将来にわたり安全な水道水を安定供給し、持続可能な水道事業の運営をするため、幸手市水道事業審議会の答申を踏まえた料金の改定及び災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に関する所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。